


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立狭山保育園職員等給食実施要綱の一部を改正する要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例				
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令の一部改正により、上記要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 ① 題名を、「東大和市立狭山保育園等給食実施要綱」に改正する。 ② 対象者に、狭山保育園通園児（運営基準条例の免除対象者等を除く）を追加する。 ③ 狭山保育園通園児の給食費の額を追加及び職員等の給食費の額を変更する。 ④ 給食費の減額規定を変更する。</p> <p>(3) 施行日 令和元年10月1日からとする。</p> <p>(4) 影響及び効果 幼児教育・保育の無償化に伴い変更となった給食費の取扱いについて、適切な事務の執行が可能となる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 給食費の徴収等について、滞りなく事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。